平成２７年（フ）第２３号
岡山県津山市志戸部192番地１　永礼ハイツＡ201
債務者　伊藤　久美（旧姓福原・阿部）
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第７３号
香川県高松市木太町3048番地２
債務者　美濃　一機
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７５号
香川県高松市福岡町２丁目26番25―33号リッチモンド福岡町303号
債務者　宮崎　晃子
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１号
千葉県習志野市香澄３丁目15番11号
債務者　磯貝　里美
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４５号
千葉県市川市東菅野３丁目23番８号
債務者　櫻庭　　泉
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８１号
千葉県市原市千種７丁目１番地21　グランディール101
債務者　小島　由佳
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０２号
千葉県市川市塩焼１丁目10番28号　ローズアパートＲ22番館206号
債務者　今井　　均
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１４号
千葉県八千代市大和田新田1076番地54
債務者　鵜飼　和由
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１５号
千葉県八千代市大和田新田1076番地54
債務者　鵜飼　知子
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２８号
千葉県市原市泉台２丁目14番地５
債務者　脇元　裕二
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２９号
千葉県市原市椎津585番地２　サングランデ102、申立時の住所千葉県市原市泉台２―14―５
債務者　宮内　直美
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２６７号
千葉市若葉区中野町1007番地12　中野コーポ１Ｆ５号
債務者　宮崎　洋子（旧姓花澤）
１　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２号
北海道小樽市オタモイ１丁目23番25号　鶴島方、前住所北海道小樽市桂岡町19番16号　シティハイム・シェスタ202号
債務者　水嶋　明代（旧姓鶴島）
１　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２８号
北海道余市郡余市町黒川町17丁目31番地２共栄団地11号棟43号
債務者　鈴木　健次
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２９号
北海道小樽市最上１丁目16番２号
債務者　小林いづみ
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第３０号
北海道小樽市住吉町15番15号、前住所北海道小樽市若松２丁目３番５号
債務者　本村　一人
１　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第３１号
北海道小樽市桜１丁目25番227号　桜Ｅ住宅２号棟
債務者　平野　公啓
１　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部